

# 筑紫野市中小企業融資制度

融 資 額	1,000万円以内
融資利率(固定)	1.75% (平成23年10月現在)
融 資 期 間	運転・設備とも7年以内
担保・保証人	担保は原則不要、保証人は原則不要 (法人の場合は代表者のみ)
保 証 料	福岡県信用保証協会の信用保証料 ※別途、保証料補助制度あり
指定金融機関	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、 とびうめ信用組合 ※市内にある各支店
あっせん(受付)機関	筑紫野市商工会

## ● ご利用いただける方

次の要件を全て満たしている事業所

- ①常時使用従業員の数が300人以下 (商業・サービス業は50人以下) であること
- ②市内に主たる事務所 (法人は登記上の本店) を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、市税の滞納がない者 ※市税の滞納のない証明書が必要になります。

## ● 保証料の補助の対象者 (平成16年4月1日以降の借入分)

筑紫野市中小企業融資制度より借入した事業資金を全額返済したもので、次の各号に該当するもの

- (1) 当該借入れに係る保証料を完納したもの
- (2) 借入日から全額返済した日までの期間において市内に住所及び主たる事務所 (法人は登記上の本店) を有し、かつ、引き続き同一事業を営んでいた者

## ● 補助金の額

当該保証料として保証協会に対して支払った額 (還付金がある場合は、その還付金を差し引いた額)

## ● 補助金の交付申請

全額返済が完了した時から1年以内の6月又は12月に、保証料補助金交付申請書 (様式第1号) に保証料の支払額を証明できる書類 (還付金がある場合は、還付金の額を証明できる書類) を添付し、筑紫野市商工会を経由し、市長に提出しなければならない。

## ● 商工会では

6月の申請については、5月20日～6月15日までに  
12月の申請については、11月20日～12月15日までに  
次の書類を提出していただきますようお願いします。

- ①様式第1号 (第4条関係) 筑紫野市中小企業融資制度保証料補助金交付申請書
- ②様式第2号 (第4条関係) 信用保証料 (完納・返戻) 証明書
- ③請求書

※ 上記①・②・③の用紙は、商工会に準備しています。

～補助金の申請は、個人の責任になっておりますので、ご注意ください～

## ● 申請する補助金の額の計算

①借入れ時の返済期間で完済した場合

保証協会に支払った保証料 = 申請できる補助金の額

②返済期間内に完済 (繰上げ返済・借換) した場合

保証協会に支払った保証料 - 保証協会からの返戻金 (還付金) = 申請できる補助金の額